

福岡県介護ロボット導入支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡県介護ロボット導入支援事業費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 介護ロボットとは、情報感知・判断・動作の3つの要素技術（以下「ロボット技術」という。）を有する知能化した機械システムであって、この技術の応用により利用者の自立支援や介護者の負担軽減に役立つ介護機器をいう。

(交付の目的)

第3条 この補助金は、介護ロボットの導入を促進することにより、介護従事者の負担軽減や介護業務の効率化を図るとともに、介護サービスの質の向上を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第4条 この補助金の交付の対象となる事業は、次の各号に掲げる事業（以下「補助事業」という。）とする。ただし、補助金の交付の対象となる事業の実施期間は、補助金の交付決定の時期に関わらず、交付決定のあった日の属する年度の4月1日から3月31日までとする。

- 一 福岡県内に所在し、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護サービスを実施する事業所（以下「事業所」という。）に、介護ロボットを導入する事業
- 二 事業所に、見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境を整備する事業

(補助対象経費)

第5条 この補助金の対象経費は、次の各号に掲げる経費とする。

- 一 前条第一号に掲げる事業を実施するときは、次のイからハまでの全ての要件を満たす介護ロボットを導入する際の経費を対象とする。

イ 目的要件

日常生活支援における、移乗介護、移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション、入浴支援、介護業務支援のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減に効果のある介護ロボット

ロ 技術的要件

経済産業省が行う「ロボット介護機器開発・導入促進事業」（平成25年度～平成29年度）、「ロボット介護機器開発・標準化事業」（平成30年度～令和2年度）、「ロボット介護機器開発等推進事業（開発補助）」（令和3年度～）において採択されたロボット（「重点分野6分野13項目の対象機器・システムの開発」に限る。）又は、ロボット技術を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を介護分野で発揮するロボット

ハ 市場的要件

販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあるロボット

- 二 前条第二号に掲げる事業を実施するとき（既に見守り機器を導入している事業所において実施する場合を含む。）は、次の経費を対象とする。

イ Wi-Fi 環境を整備するために必要な経費

ロ 職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカムを導入するために必要な経費

ハ 介護ロボット機器を用いて得られる情報を介護記録にシステム連動させるために必要な経費

(介護ロボット機器を用いて得られる情報とシステム連動可能な介護記録ソフトウェア(既存の介護記録ソフトウェアの改修経費も含む)、バイタル測定が可能なウェアラブル端末、介護ロボットを用いて得られる情報とソフトウェア間を接続するためのゲートウェイ装置等)

2 前項各号に掲げる経費のうち、次の各号に掲げる経費は補助対象外とする。

一 前項第一号に掲げる経費 設置工事費、メンテナンス費、保険料及び消費税

二 前項第二号に掲げる経費 通信に係る経費

(交付額の算定方法)

第6条 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。

一 第4条第一号に掲げる事業

イ 介護ロボットの単位は、その機能を提供できる機器一式を1台と算定する。

ロ 1台につき、補助対象経費の実支出額に4分の3を乗じた額(千円未満切捨てとする。)と、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる基準額とを比較して、少ない方の額を補助額とする。

区分	基準額
移乗支援又は入浴支援の場面において使用される介護ロボット	100万円
上記以外	30万円

ハ 1回あたりの限度台数は、利用定員数の2割の数(1台未満は切り上げとする。)とする。

二 第4条第二号に掲げる事業

1事業所につき、補助対象経費に4分の3を乗じた額(千円未満切捨てとする。)と、150万円とを比較して、少ない方の額を補助額とする。

(交付の除外要件)

第7条 補助事業を実施する事業者(以下「事業者」という。)が、この補助金の交付申請をしようとするとき、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付の決定を行わないものとする。

一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団

二 法第2条第6号に規定する暴力団員が役員となっている団体

三 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が役員となっている団体

四 次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体

イ 暴力団員が事業主又は役員に就任している団体

ロ 暴力団員が実質的に運営している団体

ハ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している団体

ニ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約

を締結している団体

ホ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している団体

ヘ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している団体

(交付の条件)

第8条 この補助金の交付の決定については、次の条件を付すものとする。

一 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

二 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「省令」という。）で定める耐用年数を経過するまでの間、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

なお、介護用リフト・認知症徘徊防止用監視装置・特殊浴槽（特殊浴室）等は、その機器部分については、省令第 1 条第一号別表第一（機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表）の「器具及び備品」のうち、「8 医療機器」の耐用年数が適用されるものであること。

三 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

四 補助事業により取得、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

五 補助事業を行うために請負契約を締結する場合には、一括下請負の承諾をしてはならない。

六 補助金と補助事業に係る証拠書類の管理については、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした調書を作成するとともに、補助事業に係る収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかななければならない。

七 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

八 事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国及び県の負担又は補助を受けてはならない。

九 事業者は、介護従事者の負担軽減のための介護ロボット導入等計画を作成しなければならない。当該計画は、導入後 3 年間の達成すべき目標、導入すべき機器及び期待される効果等を記載するものとする。

十 第 4 条第一号に掲げる事業については、前号の介護ロボット導入等計画 1 計画につき 1 回の補助とし、第 4 条第二号に掲げる事業については、1 事業所につき 1 回の補助とする。

十一 介護ロボットの導入・活用により、業務の改善・効率化等が進められ、職員の業務負担軽減やサービスの質の向上など生産性向上が図られるとともに、収支の改善が図られた場合には、職員の賃金へも適切に還元することとし、その旨を職員等

に周知すること（業務改善計画の効果の報告により確認する）。

十二 独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する「SECURITY ACTION」の「★一つ星」又は「★★二つ星」のいずれかを宣言すること。事業所単位で単一の法人番号を有していない場合には、事業所の代表者を「個人事業主」として申し込むこと。加えて、個人情報保護の観点から、十分なセキュリティ対策を講じること。なお、セキュリティ対策については、最新版の厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を参考にすること。

十三 厚生労働省が発行する「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」、「介護サービス事業所におけるICT機器・ソフトウェア導入に関する手引き」、「介護ソフトを選定・導入する際のポイント集」、「介護ロボットのパッケージ導入モデル」及び「介護現場で活用されるテクノロジー便覧」を参考に、介護ロボットを活用した事業所内の業務改善に取り組み、業務改善計画を作成すること。

十四 「科学的介護情報システム Long-term care Information system For Evidence;LIFE（ライフ）」による情報収集に協力すること。なお、本事業においてタブレット端末等のみを導入する場合も同様に情報収集に協力すること。

十五 業務改善計画の作成及び業務改善に係る効果を報告するとともに、厚生労働省等が実施する効果検証事業等に可能な限り協力すること。（厚生労働省等から補助事業所に対して直接協力依頼の打診をする場合がある。）なお、業務改善計画の作成及び業務改善に係る効果の報告の方法等は別に定める。

（補助金の交付申請）

第9条 事業者が補助金の交付を受けようとするときは、別に指示する期日までに、様式1により知事に申請しなければならない。

（交付決定の通知）

第10条 知事は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに交付決定を行い、様式2により事業者に通知するものとする。

（交付決定の取消）

第11条 知事は、事業者が第7条に規定する団体であることが判明した場合又は第8条に規定する条件に違反した場合、不正の手段により補助金の交付決定を受けた場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

（事業変更の承認）

第12条 事業者は、補助事業の内容の変更（事業に要する経費の減額の場合を除く。）をしようとするときは、あらかじめ様式3により知事に申請し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の承認をする場合は、必要に応じ、交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（事業の中止又は廃止）

第13条 事業者は、補助事業の中止、又は廃止をしようとするときは、あらかじめ様式4により

知事に申請し、その承認を受けなければならない。

(概算払の請求)

第 14 条 事業者が補助金の概算払を受けようとするときは、様式 5 により知事に請求しなければならない。

2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の全部又は一部について概算払をするものとする。

(実績報告)

第 15 条 事業者は、補助事業が完了したとき、その日から起算して 1 月を経過した日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受領した日から 1 月を経過した日）又は翌年度 4 月 10 日のいずれか早い日までに、様式 6 により知事に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 16 条 知事は、前条の規定により実績報告書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めたときは、当該実績報告書に基づいて、第 6 条により算定した額と交付額のいずれか少ない方の額により、補助金の額を確定するものとする。

2 知事は、前項の規定による額の確定後であっても、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告をさせ、又は補助事業者の承諾を得た上で職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること（以下「検査等」という。）ができるものとする。

3 補助事業者は、前項の検査等に協力するよう努めなければならない。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う報告)

第 17 条 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除額が 0 円の場合を含む。）は、様式 7 により速やかに、遅くとも基金事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに知事に報告しなければならない。また、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

(その他)

第 18 条 特別の事情により第 9 条、第 12 条、第 13 条、第 15 条に定める手続によることができない場合には、あらかじめ、知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附 則

この交付要綱は、平成 27 年 9 月 18 日から施行し、平成 27 年度から令和 8 年度までの補助金に適用する。

附 則

この交付要綱は、平成 29 年 10 月 4 日から施行し、改正後の福岡県介護ロボット導入支援事業費補助金交付要綱の規定は、平成 29 年度の補助金から適用する。

附 則

この交付要綱は、平成 30 年 5 月 7 日から施行し、改正後の福岡県介護ロボット導入支援事業費補助金交付要綱の規定は、平成 30 年度の補助金から適用する。

附 則

この交付要綱は、令和元年 6 月 5 日から施行し、改正後の福岡県介護ロボット導入支援事業費補助金交付要綱の規定は、平成 31 年度の補助金から適用する。

附 則

この交付要綱は、令和 2 年 5 月 29 日から施行し、改正後の福岡県介護ロボット導入支援事業費補助金交付要綱の規定は、令和 2 年度の補助金から適用する。

附 則

この交付要綱は、令和 3 年 3 月 3 1 日から施行する。

附 則

この交付要綱は、令和 3 年 7 月 1 日から施行し、改正後の福岡県介護ロボット導入支援事業費補助金交付要綱の規定は、令和 3 年度の補助金から適用する。

附 則

この交付要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、改正後の福岡県介護ロボット導入支援事業費補助金交付要綱の規定は、令和 4 年度の補助金から適用する。

附 則

この交付要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行し、改正後の福岡県介護ロボット導入支援事業費補助金交付要綱の規定は、令和 5 年度の補助金から適用する。

附 則

この交付要綱は、令和 5 年 8 月 4 日から施行し、改正後の福岡県介護ロボット導入支援事業費補助金交付要綱の規定は、令和 5 年度の補助金から適用する。

附 則

この交付要綱は、令和 6 年 2 月 1 3 日から施行し、改正後の福岡県介護ロボット導入支援事業費補助金交付要綱の規定は、令和 5 年度の補助金から適用する。

附 則

この交付要綱は、令和 6 年 7 月 2 9 日から施行し、改正後の福岡県介護ロボット導入支援事業費補助金交付要綱の規定は、令和 6 年度の補助金から適用する。